

こども未来課 からの お知らせ

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始予定のため、教育・保育施設などの利用手続きが変わります。

…申し込み・問い合わせ……………
こども未来課こども未来係(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3241・3242)

☀ 保育所入所児を募集します ☀

認定申請

保育所などを利用希望の場合、最初に市役所で「保育の必要性」の認定申請をする必要があります。こども未来係の窓口にて認定申請の手続きを行ってください。なお、現在保育所などに入所している方は、保育所などを通じて手続きを行ってください。

■認定について

2号認定 … 満3歳以上で保育の必要な事由に該当する必要があります。

3号認定 … 満3歳未満で保育の必要な事由に該当する必要があります。

■保育の必要な事由

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族などの介護・看護、災害復旧、求職活動 など

■持参するもの

・印鑑

・平成26年1月1日現在、名寄市以外の市町村に住居登録していた方のみ同じ世帯で平成25年中に収入のあった方全員分の平成26年1月1日現在、居住していた市町村の次の①～③のいずれかの書類が必要です。

①平成26年度市民税・道民税特別徴収税額決定通知書の写し

②平成26年度市民税・道民税納税通知書の名前が記載されている面と「市民税・道民税課税明細書」と書かれている面の写し

③平成26年度所得課税証明書(所得控除内訳記載のもの)

※後日、こども未来係から認定証を交付します。

入所の申し込み

■申込期限

2月27日(金)

■定員

保育所名	定員
名寄市西保育所(西6北4)	70人
名寄市南保育所(西6南9)	90人
名寄市東保育所(東5南3)	60人
名寄大谷認定こども園(西5南2)	60人
風連さくら保育園(風連町西町284)	50人



※入所希望の保育所については、お子さんの年齢によりご希望に添えない場合があります。

※新規入所児の年齢により、予定人員が増減する場合があります。

■産休・育休明けの入所予約

円滑な入所を行うため予約はお早めをお願いします。

いずれの手当・助成制度も、所得制限などの支給条件があります。詳しい内容・申請方法についてはお問い合わせください。



各種手当と助成について



手 当

■児童手当（公務員の方は勤務先での手続きとなります）

・支給対象者 0歳から15歳（中学校修了前）までのお子さんを養育している方

年齢区分	第1子	第2子	第3子以降
3歳未満（一律）	15,000円		
3歳以上小学校修了前	10,000円	15,000円	
中学生（一律）	10,000円		
特例給付（一律）※1	5,000円		

※1 受給者の所得が所得制限限度額を超えていて中学生までのお子さんを養育している場合。

■児童扶養手当

・支給対象者 父または母がいない（父または母が行方不明・重度心身障がい者などを含む）家庭で、18歳に達した年度末（一定の障害がある場合は20歳未満）までのお子さんを養育している父または母など

・手当額（月額） 第1子=全部支給41,020円／一部支給※2 9,680円～41,010円
第2子=1人5,000円加算、第3子以降=3,000円加算

※2 所得により支給額が変動します。

■特別児童扶養手当

・支給対象者 心身に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している父母または養育者

・手当額（月額） 1級=49,900円、2級=33,230円

医療費の助成

■乳幼児等医療費助成

・助成対象者 0歳から小学生（12歳に到達した最初の3月31日まで）のお子さん

※小学生は入院時のみ助成

・助成内容 全額助成

※平成26年8月1日より、所得制限がなくなりました。

■ひとり親家庭等医療費助成

・助成対象者 ひとり親家庭などの父または母、子ども（18歳に到達した最初の3月31日まで。ただし学生の場合は20歳の誕生日まで）

※父または母は入院時のみ助成

・助成内容 就学前児童の通院および入院、小学生の入院は全額助成。小学生以上のお子さんがいる世帯で、非課税の場合は初診時一部負担金のみを自己負担し残額を助成。それ以外の方は医療費の1割を負担し、残額を助成。